

第3期宮津市役所
地球温暖化対策実行計画

平成30年3月
宮津市

目 次

第1章	計画策定の背景	1
1	計画策定の背景.....	1
2	本市における地球温暖化対策の取組.....	1
3	これまでの取組成果.....	1
第2章	温室効果ガスの排出状況	3
1	温室効果ガス排出量の算定方法.....	3
2	温室効果ガス排出量.....	3
第3章	計画の基本的事項	6
1	策定方針（目的）.....	6
2	計画の位置付け.....	6
3	計画期間.....	6
4	計画の対象範囲.....	6
第4章	温室効果ガスの削減目標	8
1	温室効果ガス排出量の削減目標.....	8
2	目標設定の考え方.....	8
第5章	温室効果ガス排出抑制の取組	9
1	電気、ガス、水道等の使用.....	9
2	物品の使用、購入.....	10
3	リサイクル、適正処理.....	11
4	緑化.....	11
5	設備の更新及び施設の新築、増改築.....	11
6	廃棄物処理施設.....	12
7	上下水道施設.....	12
8	その他.....	12
第6章	計画の推進と点検、評価、見直し	13
1	計画の推進.....	13
2	推進体制.....	13
3	点検、評価、見直しの手順.....	15
資料編	16
資料 1-1	温室効果ガス排出量算定に係る活動量(基準年度).....	17
資料 1-2	車両の使用に伴う温室効果ガス排出量算定に係る活動量(基準年度).....	18
資料 2	温室効果ガス排出係数.....	19
資料 3	各施設における温室効果ガス排出量(基準年度).....	20
資料 4	宮津市役所グリーン購入推進方針.....	21

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の背景

地球温暖化は、海面水位の上昇、異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化、農業生産や水資源への影響、熱帯性感染症の拡大等が問題視され、本市においても天橋立の消失やブナ林の消滅、生物多様性の崩壊などあらゆる自然環境への影響が懸念されます。

こうした中、国においては、平成17年2月の京都議定書の発効を受け、平成20年から平成24年までの間に温室効果ガスを平成2年比で6%削減する義務を負いました。この削減に向け、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)を公布し、地方公共団体も温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう促しています。(温対法第20条第2項)

近年では、平成27年11月に京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな枠組みとして、パリ協定が採択され、日本の約束草案では、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で△26%の水準にすることとしました。

京都府においても、京都府地球温暖化対策条例(平成17年京都府条例第51号)により、平成62年度までに温室効果ガスの排出量が平成2年度比で80%以上削減された持続可能な京都を創出するため、必要な施策や事業者へのエネルギー使用削減の努力が義務づけられています。

2 本市における地球温暖化対策の取組

本市では、平成12年6月に「宮津市地球温暖化防止計画」を策定し、平成11年6月に設立した「宮津市エコネットワーク」を中心に、市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策に取り組んできました。また、平成18年度からは、「環境」をまちづくりのキーワードとして捉え、平成19年度には「宮津市地域新エネルギービジョン」を、平成21年度には「宮津市バイオマスタウン構想」をそれぞれ策定し、環境負荷の少ない持続可能な低炭素型のまちづくりを推進しています。

なお、市役所においては、平成16年3月に第1期計画となる「宮津市役所地球温暖化対策実行計画(平成16年度～平成20年度)」を、また平成24年3月には「第2期宮津市役所地球温暖化対策実行計画」(平成24年度～平成28年度)を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

3 これまでの取組成果

第1期実行計画では平成20年度(目標年度)における温室効果ガスの排出量を平成14年度(基準年度)比で25%削減すること、第2期実行計画では平成28年度(目標年度)における温室効果ガスの排出量を平成22年度(基準年度)比

で10%削減することを目標に取り組んできました。

第1期は目標の達成に至りませんでした。第2期は16.2%の削減となり、目標を達成することができました。

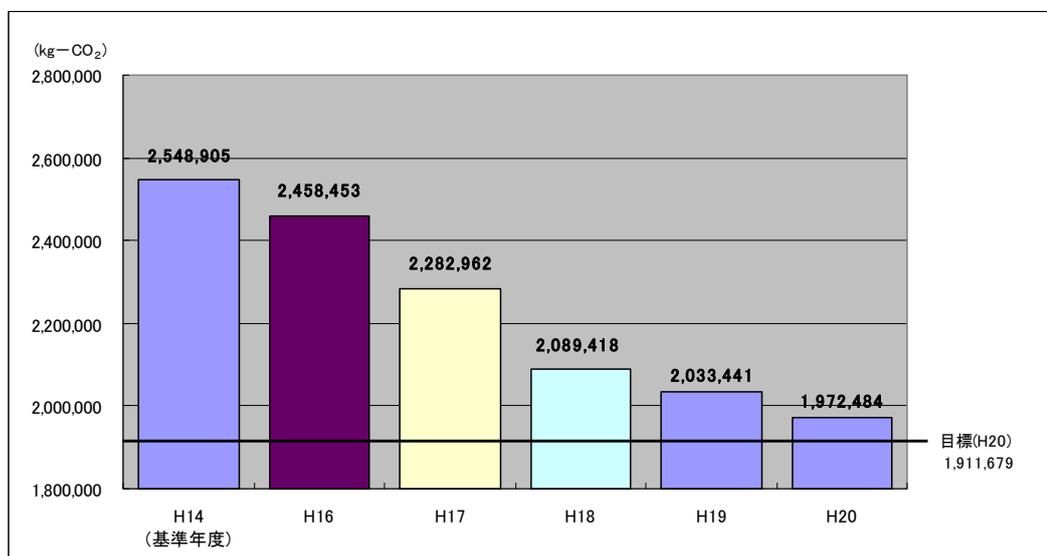
表1 取組結果

(単位: kg-CO₂)

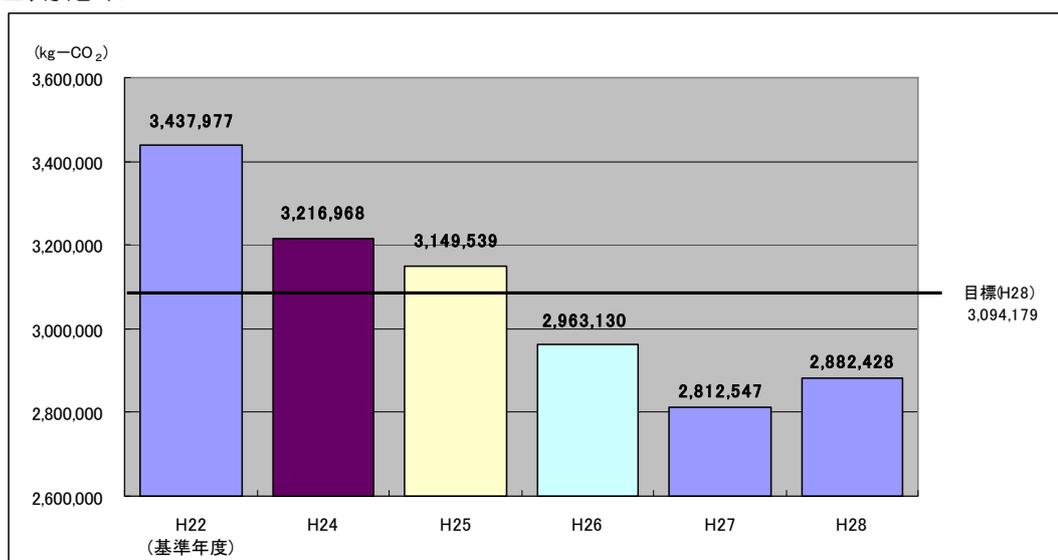
区 分	基準年度排出量	目標年度排出量		削減率	
		目標	実績	目標	実績
第1期計画 (H16年度～H20年度)	H14年度 2,548,905	1,911,679	1	25.0%	22.6%
第2期計画 (H24年度～H28年度)	H22年度 3,437,977	3,094,180	1	10.0%	16.2%

注) 第1期と第2期の排出量は、温室効果ガスの排出係数に差異があるため、比較できません。

第1期結果



第2期結果



※1 kg-CO₂: 温室効果ガス排出量の二酸化炭素換算値

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、原則として、排出量算定期間(本計画では、4月から翌年3月まで)における活動量(※2)に、資料2の温室効果ガス排出係数(※3)を乗じることにより算定します。

(例) 灯油の使用の場合

$$\begin{aligned} \text{排出量} &= \text{活動量} \times \text{熱量換算係数} \times \text{排出係数} \times 44/12 (\text{C から CO}_2 \text{ への換算係数}) \\ &= \text{灯油の使用量} (\ell) \times 36.7 \text{MJ}/\ell \times 0.0185 \text{ kg-C}/\text{MJ} \times 44/12 \end{aligned}$$

2 温室効果ガス排出量

平成28年度における本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量は、平成28年度の排出係数で積算し直すと表2のとおり2,882,428kg-CO₂となります。

温対法では、6種類の温室効果ガス(表3)が規定されていますが、本市においては、排出の大部分(92.6%)が二酸化炭素(CO₂)で、メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)については10%に満たない状況です。

また、排出の大部分を占める二酸化炭素の排出要因は、表4のとおり電気の使用が約80%、次いで灯油、A重油となっています。

表2 温室効果ガス排出量(平成28年度)

(単位：kg-CO₂)

施設区分	CO ₂ 排出量	CH ₄ 排出量	N ₂ O 排出量	合計
庁舎	213,584	126	4,026	217,736
消防・防災関連施設	14,921	213	2,792	17,926
衛生施設	997,687	1,993	198,441	1,198,121
保健・診療・福祉施設	139,941	511	703	141,155
産業関連施設	88,264	997	1,182	90,443
公園施設	31,192	1,930	2,300	35,422
上下水道施設	559,061	7	7	559,075
学校・幼稚園	352,150	6,805	2,428	361,383
社会教育・文化施設	297,571	3,651	2,343	303,565
その他の施設	188,057	260	110	188,427
合計	2,882,428	16,493	214,332	3,113,253

温室効果ガスの種類別の排出割合

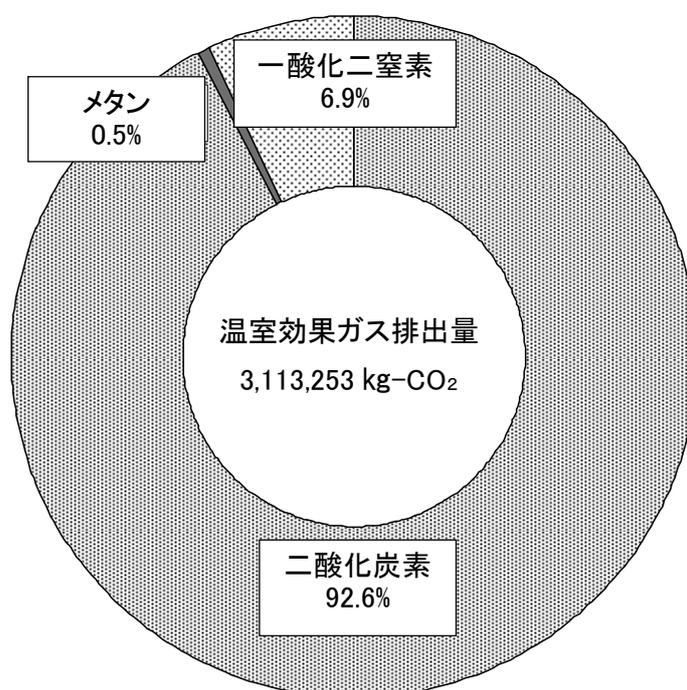


表3 温対法に規定される温室効果ガス

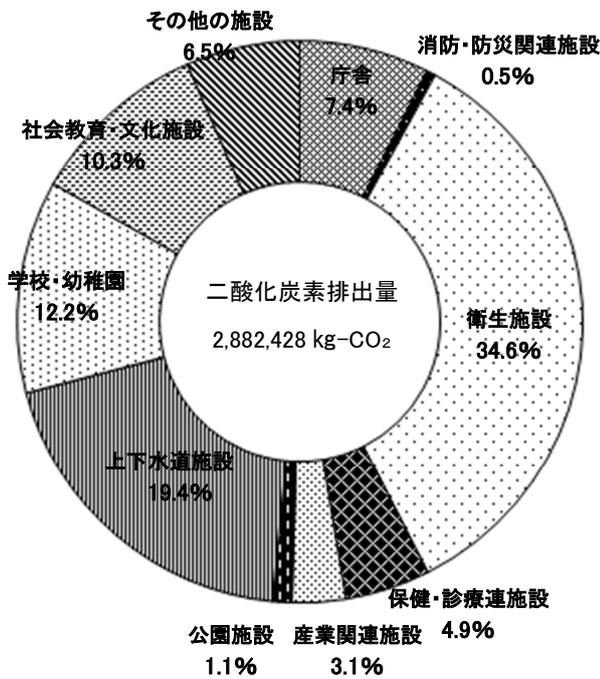
ガスの種類	特 徴
二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の消化管内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋め立ても3～4割を占める。CO ₂ に比べ重量当たり約21倍の温室効果がある。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。CO ₂ と比べると重量当たり約310倍の温室効果がある。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	冷蔵庫・空調機器の冷媒、エアゾール製品等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。CO ₂ に比べ重量当たり約140～1,700倍の温室効果がある。
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。CO ₂ に比べ重量当たり約6,500～9,200倍の温室効果がある。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。CO ₂ に比べ重量当たり約23,900倍の温室効果がある。

表 4 二酸化炭素排出量(平成 28 年度)

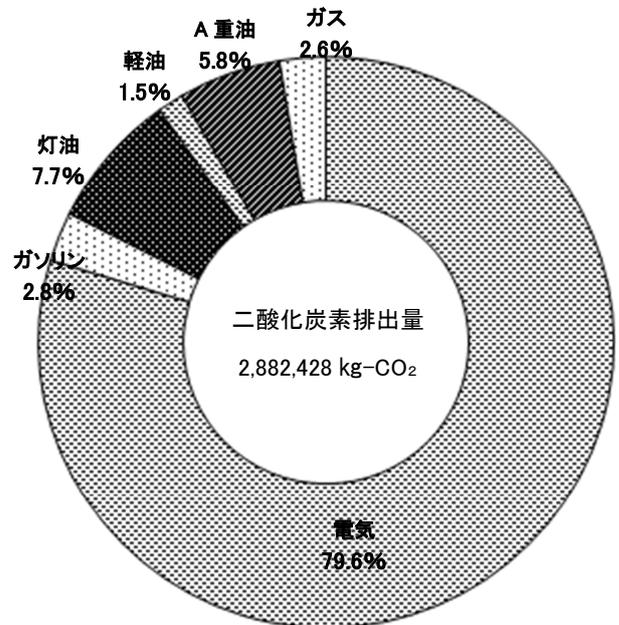
(単位：kg-CO₂)

施設区分	電 気	ガソリン	灯 油	軽 油	A 重油	LPガス	合 計
庁舎	116,574	64,894	0	31,864	0	252	213,584
消防・防災関連施設	7,593	5,535	0	1,793	0	0	14,921
衛生施設	812,067	666	34,853	6,460	140,901	2,740	997,687
保健・診療・福祉施設	93,813	2,684	35,174	0	0	8,270	139,941
産業関連施設	56,738	6,157	21,633	264	0	3,472	88,264
公園施設	29,579	803	0	765	0	45	31,192
上下水道施設	558,367	0	239	0	0	455	559,061
学校・幼稚園	179,519	0	114,189	0	0	58,442	352,150
社会教育・文化施設	256,004	0	16,304	1,217	22,842	1,204	297,571
その他の施設	185,857	0	0	0	2,168	32	188,057
合 計	2,296,111	80,739	222,392	42,363	165,911	74,912	2,882,428

施設区別の二酸化炭素排出割合



エネルギー別の二酸化炭素排出割合



※2 活動量：生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標。平成28年度の本市の事務・事業における活動量は、資料1-1及び資料1-2のとおり。

※3 温室効果ガス排出係数：活動量当たりの温室効果ガス排出量

第3章 計画の基本的事項

1 策定方針(目的)

本計画は、職員等が担当業務において資源やエネルギー使用の削減に努め、さらに再生可能エネルギーの導入を図るよう創意工夫するとともに、環境マネジメントシステム(※4)に基づき、環境保全意識を職員等一人一人が継続してしっかりと持つ中で、温室効果ガス排出量の抑制を図っていくために策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「宮津ビジョン2011」の基本施策「環境保全と生活環境の向上」における環境への負荷を低減する取組の実行計画、そして、平成21年4月に改正施行された温対法第20条の3第1項の地方公共団体実行計画、また、本計画をエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)に基づく中長期計画書及び府温対条例に基づく事業者排出量削減計画書の実行計画として位置付けます。なお、府温対条例第16条の規定により、特定事業者(※5)には環境マネジメントシステムの導入が義務付けられており、本計画は、これを活用することで、より効率的・効果的な計画の推進を図ります。

図1 第3期宮津市役所地球温暖化対策実行計画の位置付け



3 計画期間

本計画は、2017(平成29)年度から2021(平成33)年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画の対象範囲

(1) 対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が実施している全ての事務・事業及び外部委託や指定管理者制度により実施している事業で、活動量を正確に把握できるものとします。

(2) 対象施設 対象施設は、表5のとおりとします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画において対象とする温室効果ガスは、本市が排出する温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素(CO₂)とします。

表5 対象施設

施設区分	施設名
庁舎	市役所(本館、別館、福祉・教育総合プラザ)、旧エネ研独身寮(市文書庫)、 公用車置場(島崎)
消防・防災関連施設	消防防災係執務室、防災行政無線屋外拡声子局等、サイレン施設、消防車庫、 みやづコミュニティ防災拠点施設
衛生施設	清掃工場・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設、東部不 燃物処理場、北部不燃物処理場、南部不燃物処理場、今福不燃物処理場、火 葬場、公衆便所
保健・診療・福祉施設	デイサービスセンター松寿園、デイサービスセンターはまなす苑、福祉セン ター、上宮津保育所、日置保育所、養老保育所、八幡児童遊園、波止場児童 遊園、浜公園、府中ふれあい広場、由良診療所、休日応急診療所、杉末会館
産業関連施設	世屋高原家族旅行村、天橋立ユース・ホテル、林業振興センター、海洋つ り場、由良農林漁業体験実習館、農産物等直売所、水産加工販売施設、波見 の里センター、観光関連施設(歓迎塔等)、観光交流センター案内所、パイロ ット事業施設
公園施設	島崎公園、滝上公園、宮津運動公園、杉末児童公園、須津公園、日置東公園、 西宮津公園、府中公園、文珠浜公園、大黒山公園、日置ふれあい公園、つつ じが丘公園、金持公園、城東公園
上下水道施設	水道施設、下水道施設
学校・幼稚園	宮津小学校、栗田小学校、吉津小学校、府中小学校、日置小学校、養老小学 校、宮津中学校、栗田中学校、宮津幼稚園、栗田幼稚園
社会教育・文化施設	上宮津地区公民館、栗田地区公民館、由良地区公民館、吉津地区公民館、府 中地区公民館、日置地区公民館、世屋地区公民館、養老地区公民館、日ヶ谷 地区公民館、みやづ歴史の館・中央公民館、中央公民館宮津分館、宮津会館、 宮津市民体育館、学習の家、旧三上家住宅、日ヶ谷地区社会教育活用施設、 由良地区社会教育活用施設、上宮津地区社会教育活用施設、宮津市 B&G 体 育館
その他の施設	宮津ターミナルセンター、天橋立ターミナルセンター、栗田ターミナルセン ター、丹後由良ターミナルセンター、岩滝口ターミナルセンター、宮村駅(外 灯)、喜多駅(外灯)、辛皮駅(外灯)、旧職業訓練校、浜町排水機場、波路建設 機械格納庫、宮津駅前駐車場、天橋立駐車場、街路灯・防犯灯、観光交流セ ンター立体駐車場、ふれあい広場スポットライト

※4 環境マネジメントシステム：組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続等の仕組み

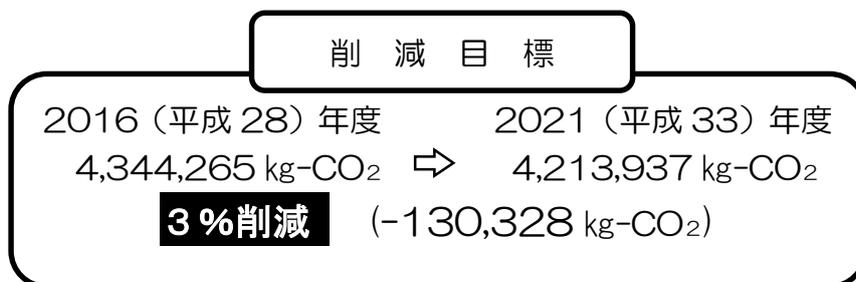
※5 特定事業者：本市は、府温対条例に基づく特定事業者(府内における事業者全体のエネルギー使用量が原油換算値で1,500kℓ/年以上)に該当しており、事業者排出量削減計画書で、排出量の削減を図ることが義務付けられている。

また、省エネ法に基づく特定事業者(事業者全体のエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ/年以上)にも該当しているため、中長期計画書によりエネルギーの使用の合理化を図ることが義務付けられている。

第4章 温室効果ガスの削減目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画の目標は、2016(平成28)年度を基準年度とし、2021(平成33)年度(目標年度)の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を基準年度比3%削減とします。



※平成28年度の排出量は、平成28年度のCO₂排出係数に置き換えて算定しています。

2 目標設定の考え方

温室効果ガス排出量の削減目標値は、通常業務における省エネの取組や省エネ型機器の導入などの経常的な取組による削減目標値と再生可能エネルギーの利用による削減目標値の積上げにより設定しています。それぞれの取組の削減目標値と取組内容は、表6のとおりです。

表6 温室効果ガスの削減目標値及び取組内容

削減目標値	取組内容
3%	<ul style="list-style-type: none">・節電や節水及び燃料使用の削減の推進による省エネ対策の徹底・設備の省エネ化

※6 電気にかかるCO₂排出量の計算に使用する排出係数は、電気事業者別の係数を使用することとなっており、本市は関西電力の係数を使用している。

第5章 温室効果ガス排出抑制の取組

前章で設定した削減目標を達成するため、表7に示す取組内容について、施設ごとに実行します。

表7 温室効果ガスの排出抑制に向けた取組内容

1 電気、ガス、水道等の使用

(1) 照明

取組No.	取組内容
1-1	不必要と思われる照明（トイレ、残業時の不使用部分）を消灯する。
1-2	朝の業務開始前には、点灯しない。
1-3	昼休みの一斉消灯を行う。（窓口では、業務に支障のない範囲で実施する。）
1-4	ライトダウンデー（ノー残業デー）を徹底する。
1-5	照明機器の定期的な清掃を実施する。
1-6	節電啓発プレートを作成し、照明スイッチ付近に掲示する。（トイレ等照明の消し忘れが多い場所で実施）

(2) O A機器等

取組No.	取組内容
1-7	パソコンを90分以上使用しない場合は、電源を切る。（ディスプレイセパレート式の場合はディスプレイのみ電源を切る。）
1-8	O A機器やその他事務機器の省エネ機能を活用する。
1-9	シュレッダーの使用は、重要書類及び個人情報を含んだ書類に限る。
1-10	帰宅時には、可能な範囲で事務機器の電源をコンセントから抜く。（待機電力の削減）

(3) 冷暖房機器

取組No.	取組内容
1-11	冷暖房機器は、不要時や不在の場合は電源を切る。
1-12	室内温度は、冷房 28℃を下限、暖房 19℃を上限とする。
1-13	冷暖房機器の風量を「自動」に設定する。
1-14	ブラインド、カーテンの利用により冷暖房効率を高める。（窓口等実施できない場所では、断熱・遮光フィルムの施工を進める。）
1-15	冷暖房機器の吹き出し口に物を置かない。
1-16	冷暖房機器の定期的な清掃及び点検を実施する。
1-17	クールビズ、ウォームビズを励行する。
1-18	扇風機と冷暖房機器を併用し、冷暖房効率を高める。

1-19	温度計を全ての執務室に適切に配置する。
1-20	冷暖房機器の室外機は風通しを確保した上で、冷房時は直射日光を遮断し、暖房時は直射日光を当て、雪等が積もらないように配慮する。
1-21	部屋と廊下の隙間にビニール等をはるることにより、気密性を高め、室内の冷暖房効率を高める。
1-22	熱のこもりやすい場所の窓に断熱・遮光フィルムを施工する。

(4) 給湯機器、設備

取組No.	取組内容
1-23	マイポットやマイボトルの使用を推奨し、電気ポットの使用を控える。

(5) 車両

取組No.	取組内容
1-24	近距離は、可能な限り車を使用しない。
1-25	出張は、可能な限り公共交通機関を利用する。
1-26	エコドライブ（無駄なアイドリング、空ふかし、急発進、急加速、無駄な荷物の積載をやめる等）を徹底する。
1-27	タイヤの空気圧調整等の車両点検を定期的に行う。（給油時等）
1-28	走行距離、燃料使用量を把握する。（燃費の把握）
1-29	通勤は、可能な限り公共交通機関を利用する。（エコ通勤）
1-30	エンジンオイル、プラグを高品質のものに交換する。
1-31	低公害車（電気自動車等）の導入を進める。

(6) 水の使用

取組No.	取組内容
1-32	日常的に節水を励行する。
1-33	定期的な水漏れ点検を行う。
1-34	水圧の調節を行う。
1-35	節水啓発プレートを作成し、蛇口付近に掲示する。
1-36	節水型機器(節水コマ、流水音発生装置)を取り付ける。
1-37	雨水利用設備を導入する。

2 物品の使用、購入

(1) 物品の購入

取組No.	取組内容
2-1	物品やサービスの購入に際しては、宮津市役所グリーン購入推進方針（資料4）に則り行う。（資源やエネルギーの使用が少ない製品及び再使用やリサイクルが容易な製品等を優先して調達する。）

2-2	広報誌、パンフレット等の印刷物は、古紙配合率の高い用紙を指定する。
-----	-----------------------------------

(2) 紙類

取組No.	取組内容
2-3	両面・縮小コピー機能、庁内LAN等の活用により、用紙の使用を削減する。
2-4	会議資料、事務手続資料の簡素化により、用紙の使用を削減する。
2-5	ミスコピー紙等の裏面を有効利用する。
2-6	紙製事務用品（封筒、ファイル等）を再利用する。
2-7	ファクシミリ送信の際は、できる限り送信票を省く。（必要事項の記入は余白を利用する。）
2-8	会議開催時は、原則、資料持ち帰り用の封筒を準備しない。
2-9	刊行物は、適正部数作成する。

3 リサイクル、適正処理

取組No.	取組内容
3-1	両面使用済みの書類や雑紙は、リサイクルペーパーとして分別排出を行う。
3-2	ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量化、資源化を図る。
3-3	不要になった事務用品は、他部署での再利用を検討の上廃棄する。
3-4	リサイクルペーパーや新聞・雑紙類は、業者に委託するなど、資源化を図る。
3-5	公園等の維持管理で発生した剪定枝のチップ化やたい肥化に取り組む。

4 緑化

取組No.	取組内容
4-1	庁舎等の敷地内や屋上・壁面などで緑化を推進する。

5 設備の更新及び施設の新築、増改築

取組No.	取組内容
5-1	照明設備や空調設備設置時は、省エネ性能の良いものを導入し、適切な配置や数とする。
5-2	自動水栓、感知式自動洗浄装置を導入する。
5-3	コージェネレーション（熱電併給）システム（※5）の導入を進める。
5-4	断熱強化、自然光の利用など省エネ型施設の導入を進める。
5-5	施設への太陽光や風力、バイオマス等の新エネルギー導入を進める。
5-6	省エネ診断やE S C O事業（※6）の導入を進める。
5-7	重油利用設備を灯油利用、さらにはバイオマス利用設備に変えるなど、より温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換を図る。

6 廃棄物処理施設

取組No.	取組内容
6-1	ごみ焼却処理施設等での効率運転を心がけ、適正なごみ質及び燃焼管理を行う。
6-2	場内重機の定期的な清掃と点検を徹底する。
6-3	ヒーター類の電源オン・オフ時間の調整を行う。
6-4	ポンプを更新する際は、可能な限り小型化を図る。

7 上下水道施設

取組No.	取組内容
7-1	施設の建設及び更新の際に、高効率機器を採用する。
7-2	既存施設において、照明時間の縮減を進める。
7-3	緩速ろ過池と急速ろ過機を併用している浄水施設では、主を緩速ろ過池、副を急速ろ過機で運転する。

8 その他

取組No.	取組内容
8-1	各施設で実施する取組や削減目標を施設利用者へ知らせるなど、可能な範囲で取組への理解と協力を求める。
8-2	職員を対象とした研修・講習会に加え、市民向けの勉強会を開催する。
8-3	クリーンアップデーを設定する。（冷暖房機器、照明機器等の一斉清掃）
8-4	国、京都府等の省エネキャンペーンに参加する。

※7 コージェネレーションシステム：発電時に発生した排熱を利用して、冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーを供給する仕組み

※8 ESCO 事業：Energy Service Company。顧客の水道高熱経費削減に必要な投資の全て、あるいは大部分を ESCO 事業者が負担して顧客の経費削減を実施し、実現した経費削減実績から対価を得るビジネス形態。ESCO 事業者は、5～20 年の長期間をかけて投資を回収し、利益を確保する。

第6章 計画の推進と点検、評価、見直し

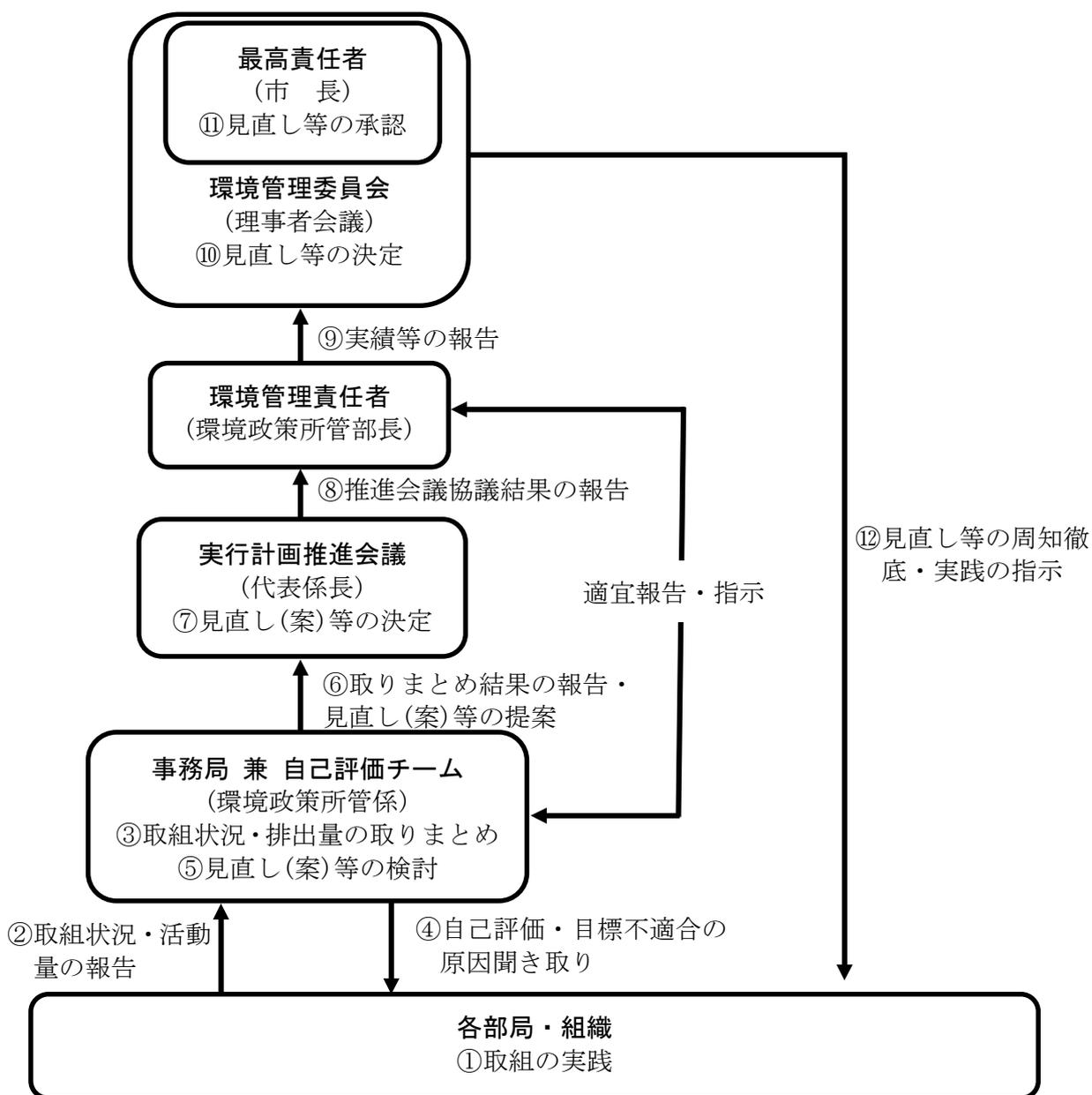
1 計画の推進

計画の推進に当たっては、この計画を効率的に運用していくため、必要に応じて目標数値や取組内容等について、PDCAサイクルを活用して継続的な改善を行います。(環境マネジメントシステムにより、効率的・効果的な計画の推進を図ります。)

2 推進体制

(1) 計画の推進体制は、図2のとおりとします。

図2 計画推進体制図



(2) 推進体制における各責任者、組織の役割は、表8のとおりとします。

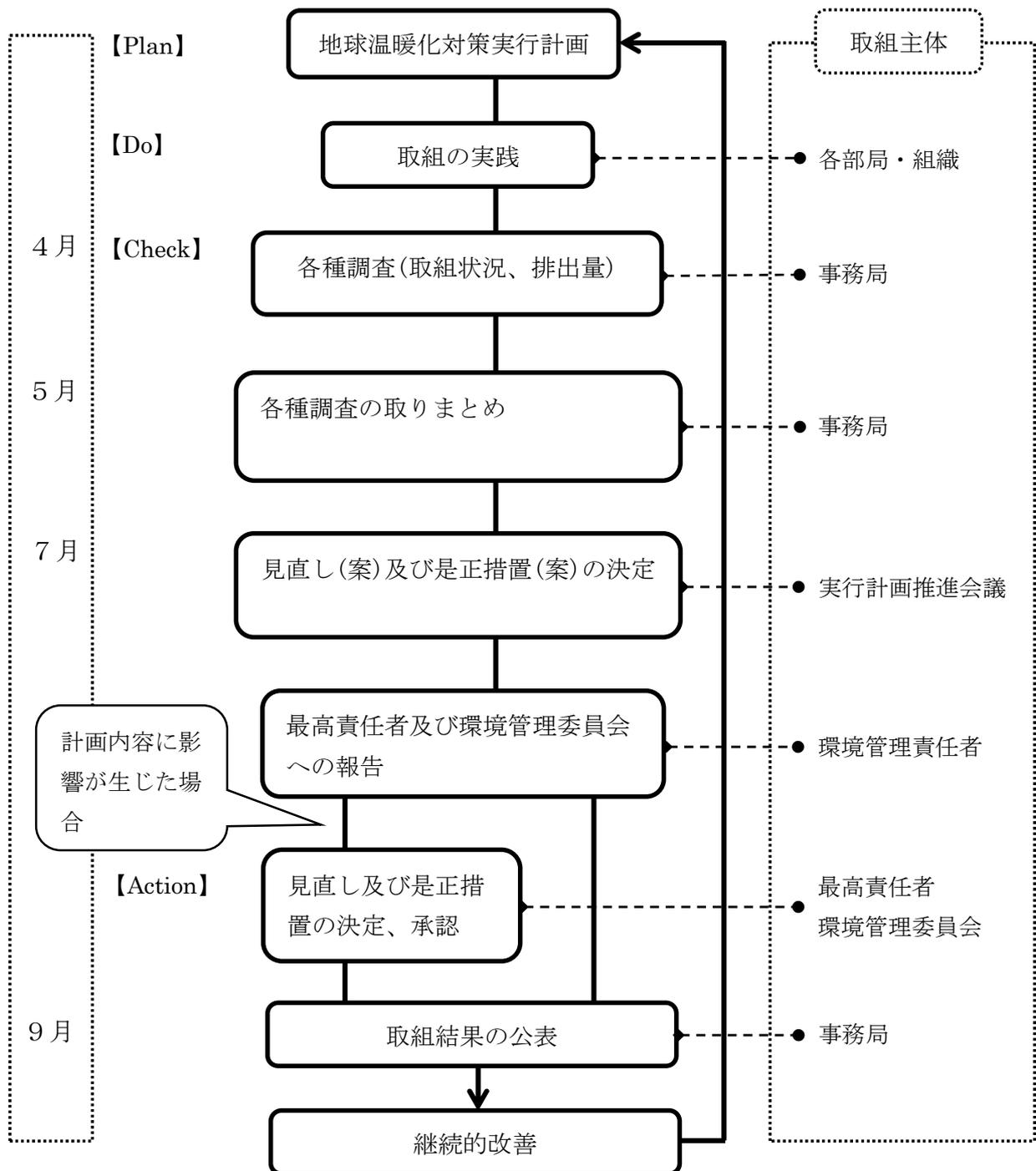
表8 推進体制における各責任者、組織の役割

役職名又は組織名	構成員	主な役割
最高責任者	市長	<ul style="list-style-type: none"> 計画推進の最高責任者 計画内容の見直しの承認 目標に対する不適合の是正措置の承認 最高責任者による評価の実行
環境管理委員会	理事者	<ul style="list-style-type: none"> 計画内容の見直しの決定 所属職員に対する計画実践の指示 目標に対する不適合の是正措置の決定
環境管理責任者	環境政策所管部長	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の実行部門の統括責任者 最高責任者及び環境管理委員会への実績、計画内容の見直し等の報告 事務局への指示
実行計画推進会議	代表係長	<ul style="list-style-type: none"> 計画内容の見直し(案)の作成 目標に対する不適合の是正措置(案)の作成
事務局 兼 自己評価チーム	環境政策所管係	<ul style="list-style-type: none"> 計画の推進に必要な庶務 各種調査(取組状況、排出量)及び取りまとめ 計画の見直しの検討 目標に対する不適合の是正措置(案)の検討 取組結果の公表 計画の実行、管理状況の自己評価 目標に対する不適合の原因の調査
各部局・組織	各部局・組織	<ul style="list-style-type: none"> 計画における取組の実践

3 点検、評価、見直しの手順

継続的改善を図るため、図3のとおり毎年の温室効果ガス排出量及び取組状況を点検、評価することで、計画を見直し、その結果を広報誌やホームページ等で広く市内外に公表します。

図3 点検、評価、見直しの手順



第3期宮津市役所地球温暖化対策実行計画

平成30年3月策定

宮津市企画部企画政策課